

## 指定工事店の処分などについて

### 1 事案の概要

給水装置や排水設備の工事において、熊本市の水道条例、及び下水道条例に基づく届出等を行わず、また市の再三の指導などに応じることなく違反行為を繰り返した3者の指定工事店について、指定取消等の処分を8月15日（金）に行いました。

このうち以下のA社からは、最も古いもので平成27年度以降、排水設備工事に係る167件の完了届が未提出であり、現在も市の完了検査が実施できていないものがあります。

本市としては再三の指導等を行ってきましたが、このように長期にわたり、事態の改善を図るための事務手続に過失があり、結果として、多くのお客様が市の完了検査ができていない排水設備を使用されている状況は、市民の皆様の信頼を損なっております。

早急な完了検査、及び再発防止の実施により、市民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。

### 2 指定工事店名及び処分内容

指定工事店名	所在地	給水装置	排水設備
(A)第一マルキガス（株）	東区戸島7丁目	指定停止4ヶ月	指定取消
(B)中川技術サービス	宇土市三拾町	－	指定停止3ヶ月
(C)ジェイ設備	東区长嶺東5丁目	－	指定停止45日

### 3 違反行為の内容

#### ■給水装置■

(A社)届け出た場所以外に給水装置を設置したもの（2件） など

#### ■排水設備■

(A社)正当な理由なく、排水設備工事の完了届を提出しないもの（167件） など

(B社)局の確認を受けることなく、排水設備工事に着手したもの（37件） など

(C社)排水設備工事完了後、完了届の提出が遅延したもの（17件） など

### 4 今後のスケジュール

対象の皆様にお詫びの上、令和7年10月中旬迄に完了検査（167件）を終了します。

### 5 不適切な事務処理

違反行為に対して、再三、指導書や警告書を発出してきたものの、工事店を処分するなど、事態の改善を図らないまま事務手続を進めなかったこと、また違反行為があったにも関わらず指定工事店の更新を行ったことは不適切な事務処理であったと考えています。

### 6 再発防止策

- ・給水装置工事と排水設備工事の申請リストを定期的に照合し、完了届の未提出を出さないようにする。
  - ・給排水設備工事事業者説明会で違反行為の実例を示し、全事業者に注意喚起を行う。
  - ・違反行為対応マニュアルを作成し、当該事務に従事する担当職員へ職場内OJTを行い、組織力の強化に取り組む。
- など

### 7 職員への聴き取り

平成27年度以降、当該業務に関係した全職員（約50名）に現在、聴き取りを行っており、事実関係を詳細に確認後、関係部署と協議のうえ、懲戒処分の指針に基づく対応を検討します。